

## 国に対し、インボイス制度の延期・見直しを求める意見書

コロナ禍からの景気回復が進まず、国民生活が苦しい中において本年10月から適格請求書（インボイス）制度が導入されようとしています。

インボイスを発行するためには、営業収入が少なくても課税事業者になる必要があり、消費税納税の義務が発生します。また、課税事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためにはインボイスが必要となるため、免税事業者は取引から除外される可能性があります。個人事業主、フリーランス、一人親方、個人タクシー運転手、小規模農家、シルバー人材センターの仕事をする高齢者など広範な事業者には負担増が強いられます。

一方で現在、課税事業者であっても、シルバー人材センターのように支払先の多くが免税事業者であり、その支払先がインボイスを登録しない場合、仕入税額控除ができず、多額の税負担が発生します。

いま、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会など多くの団体も「凍結」「延期」「見直し」の表明や、現状のままでの実施に懸念の声をあげています。

中小零細事業者にとって、消費税は価格に転嫁することが困難な状況にあり、制度導入を契機とした廃業の増加や成長意欲の低下を招くなど、地域経済の衰退に拍車をかける恐れがあります。

多くの事業者は新型コロナ危機のもと事業継続に懸命に取り組んでおられ、インボイス制度への登録、経理変更準備に取りかかれる状況ではありません。

よって、国に対し、インボイス制度の延期・見直しを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年6月26日

滋賀県蒲生郡日野町議会

議長 杉浦 和人